



廃車になった車の 損害賠償請求をしたい場合は？

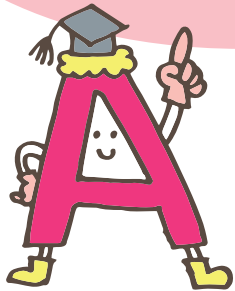
相談者の気持ち

友人に車を貸したところ、友人と一緒にドライブに出かけた別の人が運転して事故を起こしたため、車が廃車になってしまいました。保険は家族限定なので下りません。友人と運転者に損害賠償請求したいのですが、できますか。



小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生き、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



●借りた友人への請求

他人から物を借りた人は、その物を借りた時の状態で貸した人に返還する義務を負います。これは、貸し借りが無償(使用貸借、民法593条)であっても有償(賃貸借、民法601条)であっても同じです。

貸した車は廃車になってしまい、借りた時の状態で返還することはできませんので、その友人は、借主としての返還義務を履行できないことになり、貸主に対して債務不履行責任を負うため、あなたに対して損害賠償しなければなりません(民法415条)。

すなわち、貸したあなたは、その友人に対して損害賠償を請求することができます。

請求できる金額は、新たに購入する車の価値に見合う金額ではなく、貸した時の車の価値と廃車になった時の価値の差額になります(買替差額)。貸した時の価値とは、購入時からの経過期間や走行距離、それまでに事故等により損傷を負っていないかどうかなどを総合的に考慮して、貸した時に中古車としてどれだけの価値があったかということにより定まる額です。廃車になった時の価値は、スクラップとして売ることが得られることが期待できる金額になります。

その他、廃車にするためにかかる費用の金額も損害として請求することができます。

廃車の損害賠償額 = 買替差額 + 諸費用
(買替差額 = 貸した車両の時価額 - 売却代金)

ただし、損害賠償を請求するために弁護士を雇ったとしても、その費用は損害として認められません(示談交渉により、相手が弁護士費用分の金額も支払うことを認めれば別です)。

●運転者への請求

運転者はあなたからその車を借りたわけではありませんので、車が廃車になっても借主としての責任を負うことはありません。しかし、事故を起こしたということは、何らかの運転上の過失を犯し、そのために事故が発生したと考えられます。

このように、過失によって他人であるあなたに損害を生じさせた人は、不法行為責任として損害賠償責任を負います(民法709条)。すなわち、あなたは運転者に対しても損害賠償を請求することができます。この場合に請求できる額は、買替差額はもちろんですが、裁判で請求した場合には、賠償額に弁護士費用として1割を加算して認められるのが普通です。もっとも、身体的損害を受けたわけではないので、精神的損害に対する慰謝料は認められません。

運転者が過失を犯したことは、請求する側が立証する必要がありますので、警察が作成した事故証明書入手するなどの方法で証拠を集めて訴えを提起する必要があります。